

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年6月1日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ミスターマックス八本松店

(2) 所在地

東広島市八本松町大字飯田字大山2006番地外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
藤三八本松ショッピングセンター	ミスターマックス八本松店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社藤三	代表取締役 藤 村 重 造	呉市広本町三丁目12番26号
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平 野 能 章	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ビバリーヨーコハマ	代表取締役 福 本 吉 武	神奈川県横浜市西区久保町20番12号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟 橋 政 男	東京都杉並区成田東四丁目39番8号
有限会社フタバ薬局	代表取締役 萩 山 周 三	広島市東区中山鏡が丘12番12号
高 橋 恒 夫		東広島市八本松町飯田1563番地

森田昌嗣		東広島市八本松町飯田1564番地
吉岡正司		東広島市八本松町飯田2840番地8
株式会社中四国ワッツ	代表取締役 平岡史生	岡山県岡山市下中野1223-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野能章	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ビバリーヨーコハマ	代表取締役 福本吉武	神奈川県横浜市瀬谷区南台二丁目8番地9
有限会社フタバ薬局	代表取締役 萩山周三	広島市東区中山鏡が丘12番12号

3 変更年月日

- (1) 株式会社ビバリーヨーコハマの住所の変更 平成16年10月1日
- (2) その他の変更 平成22年4月22日

4 変更の理由

大規模小売店舗の名称の変更並びに小売業を行う者及び小売業を行う者の住所の変更があったため

5 届出年月日

平成22年5月14日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年6月1日(火)から平成22年10月1日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課
東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年10月1日(金)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課